

2024年12月6日

各位

三井住友信託銀行株式会社

「教育資金贈与信託〈愛称：孫への想い〉」の特別約定の改定について

2025年1月6日より、商品改定にともない、特別約定を改定いたします。

＜改定日＞ 2025年1月6日（月）

＜改定内容＞ 設定時報酬の変更

商品改定の詳細は、[2024年10月11日付「教育資金贈与信託〈愛称：孫への想い〉 および おひとりさま信託の報酬変更について」](#)をご参照ください。

特別約定の改定内容については、＜新旧対照表＞（下線部：変更部分）をご参照ください。

＜新旧対照表＞

	改定前	改定後
第15条 (信託報酬等)	新設	<u>当社は、約款に定める信託報酬に加えて、新たな受益者との信託契約の場合、設定時報酬として、110,000円（税込）を収受します。</u> <u>設定時報酬は原則として、信託設定時に信託財産とは別に委託者が当社に支払うものとしします。</u>
第16条 (適用条項)	1 この特約に定めのない事項については、約款が適用されるものとします。 2 特約の条項と約款の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。 3 この特約および約款に定めのない事項が発生した場合は、当社が委託者と協議のうえ決定します。	条番号繰り下げ
【附則】	本特約は、 <u>2023年4月1日</u> より適用します。 なお、第14条の規定は、委託者が2023年3月31日以前にこの信託に資金を拠出している場合においては、当該資金	本特約は、 <u>2025年1月6日</u> より適用します。 なお、第14条の規定は、委託者が2023年3月31日以前にこの信託に資金を拠出している場合においては、当該資金

	改定前	改定後
	拋出時の特約の条項に関わらず、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 145 号）附則第 14 条に基づき、当該資金を含め計算した金額に適用します。	拋出時の特約の条項に関わらず、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 145 号）附則第 14 条に基づき、当該資金を含め計算した金額に適用します。

以上